



静岡労働局発表  
平成29年8月28日

【担当】静岡労働局 労働基準部  
健康安全課長 赤池 義規  
労働衛生専門官 佐藤 康之  
(電話) 054-254-6314

## 県内のストレスチェック実施率は87.8%、全国を5%上回る！ ～ 衛生週間を契機にメンタルヘルス対策の充実を促進 ～

### 1. ストレスチェック制度の実施状況について（県内概要）

職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、平成27年12月から50名以上の労働者を使用する事業場に対し、年1回のストレスチェック実施及び労働基準監督署への報告が義務付けられています。（50名未満は努力義務）

平成29年6月末時点の状況は以下のとおりです。

#### ストレスチェック制度 県内実施率 87.8%（全国82.9%）

- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合  
86.2%（全国78.0%）
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合  
0.9%（全国0.6%）
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、集団分析を実施した事業場の割合  
69.2%（全国78.3%）

静岡労働局では説明会、個別指導などを通じ、対象事業場に対してストレスチェック制度の実施に向けた取り組みを進めてきました。

今後は

- 1 ストレスチェック未実施事業場に対する個別指導
  - 2 全国労働衛生週間を契機とした説明会、自主的取組の促進
- などを実施し、メンタルヘルス対策の一層の充実を図り、100%の実施を目指します。  
また、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進させるため、静岡産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金等の各種支援事業の充実を図っております。

[参 考]

- 資料番号1 ストレスチェック制度の概要
- 資料番号2 全国のストレスチェック制度の実施状況  
(平成29年7月26日 厚生労働省 発表 抜粋)
- 資料番号3 静岡産業保健総合支援センターのリーフレット
- 資料番号4 職場の健康づくりを応援します！（助成金関係のリーフレット）

### 2. 全国衛生週間の実施について

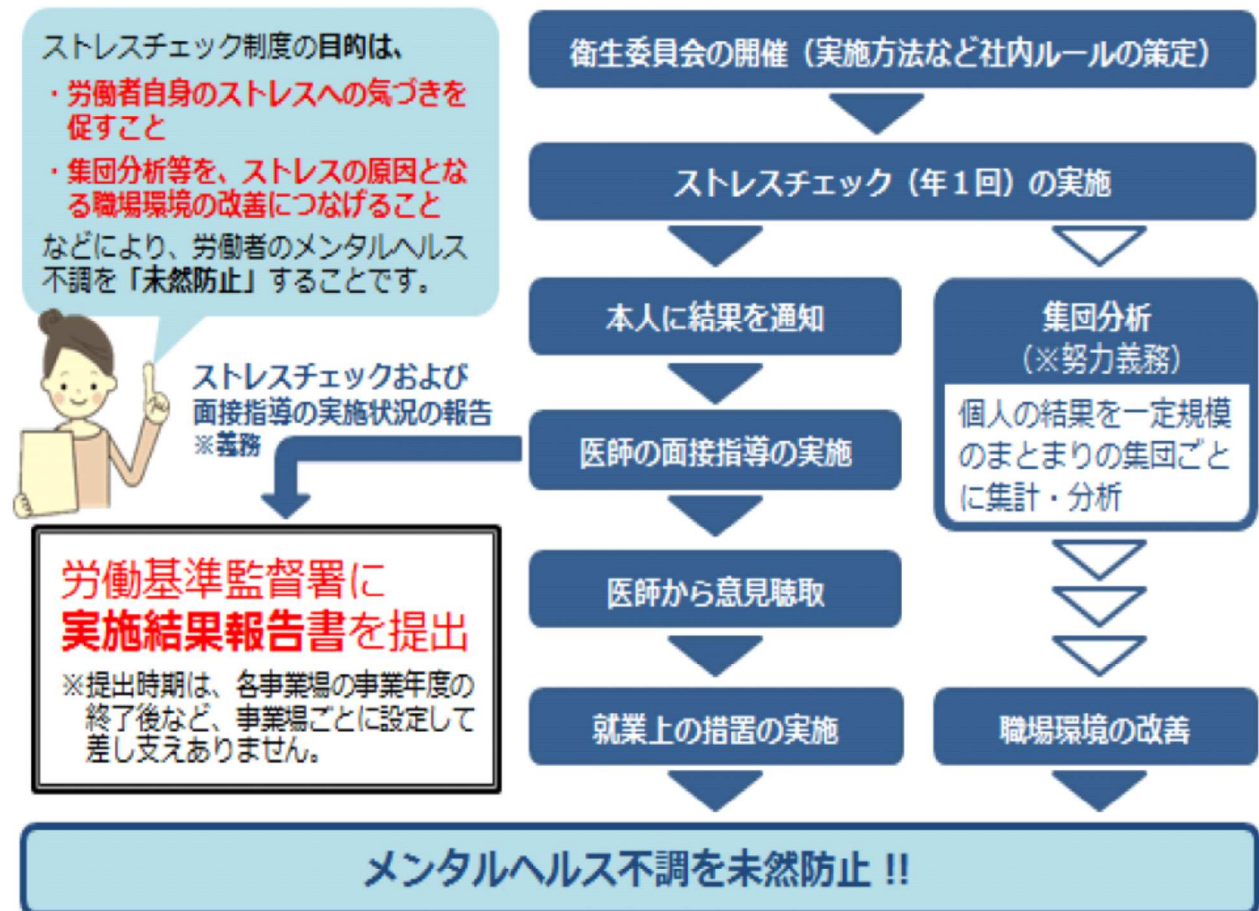
- 1 趣旨：職場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的とする。

- 2 期間：本 週 間：平成29年10月1日（日）～10月7日（土）  
（準備期間：平成29年9月1日～9月30日、県下14会場で説明会開催）
- 3 スローガン：働き方改革で見直そう みんなで輝く 健康職場
- 4 主唱：厚生労働省（静岡労働局、県内7労働基準監督署）、中央労働災害防止協会等
- 5 実施事項
  - (1) 実施要綱に基づき主に次の対策を推進します（資料番号5）
    - ①メンタルヘルス対策の推進について
    - ②治療と仕事の両立支援対策の推進について
    - ③化学物質による健康障害防止対策の推進について
    - ④過重労働による健康障害防止対策の推進について
    - ⑤腰痛予防対策、受動喫煙防止対策、石綿ばく露防止対策 その他の事項
  - (2) 10月6日（金）13時から、静岡労政会館（静岡市）で「静岡県産業安全衛生大会」を開催し事業場の関係者の参加の下、職場の安全衛生管理が良好な企業や個人を表彰します。  
【(公社)静岡県労働基準協会連合会等と連携、後日広報します。】

## ストレスチェック制度について

- 平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、年 1 回のストレスチェックの実施が義務付けられています。実施結果は所轄の労働基準監督署に報告しなければなりません。
- ストレスチェックは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、回答を集計・分析することで、
  - ・ 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
  - ・ 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることなどにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。

### ストレスチェック制度の実施手順



報道関係者 各位

平成 29 年 7 月 26 日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部

労働衛生課 産業保健支援室

室長 毛利 正

室長補佐 富賀見英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5493)

(直通電話) 03(3502)6755

## ストレスチェック制度の実施状況を施行後はじめて公表します

～ ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを ～

厚生労働省では、このたび、全国の事業場から労働基準監督署に報告のあった、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度<sup>\*</sup>の実施状況についてはじめて取りまとめましたので、公表します。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。この報告を取りまとめた結果、平成 29 年 6 月末時点で、8 割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました（詳細は別添）。

※ ストレスチェック制度とは、職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に対し、平成 27 年 12 月から年 1 回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導などの実施を義務付けているもの。

ストレスチェックをきっかけに、働く方一人ひとりが自らのストレスの状況に気づきセルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

厚生労働省としては、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、ポータルサイト「こころの耳」を通じた企業の取組事例の提供、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金といった各種支援事業の充実を図っていきます。

### 【ストレスチェック制度の実施状況（概要）】

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、82.9%の事業場がストレスチェック制度を実施。
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者うち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%。
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は 0.6%。
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.3%の事業場が集団分析を実施。

別添 ストレスチェック制度の実施状況

参考 1 ストレスチェック制度の概要

参考 2 各種支援事業

①ポータルサイト「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

②産業保健総合支援センター <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

③産業保健関係助成金 <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

④厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム <https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

## ストレスチェック制度の実施状況

※ 厚生労働省労働衛生課調べ（平成 29 年 7 月）

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

- 平成 29 年 6 月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場<sup>※1</sup>は約 83%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを実施した事業場の割合	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

表 2 ストレスチェック制度の実施状況（主な業種別）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェックを実施した事業場の割合	86.0%	81.1%	80.9%	76.6%	79.9%

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
93.2%	92.0%	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%

《 以下 2～5 は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況 》

### 2 ストレスチェックの受検状況

- 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約 8 割。

表 3 ストレスチェックの受検状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

### 3 ストレスチェック実施者<sup>※2</sup>の選任状況

- ・ 約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表4 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場内の産業医等	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
① 事業場選任の産業医	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	7.9%	9.2%	11.4%	10.5%	8.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	44.2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。

### 4 医師による面接指導の実施状況

#### （1）医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者<sup>※3</sup>は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

## (2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割。
- ・ 医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%

表7 面接指導実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
① 事業場選任の産業医	79.3%	78.7%	79.5%	81.1%	79.1%
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	4.7%	5.9%	6.9%	8.8%	5.8%
③ 外部委託先の医師	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15.1%

## 5 集団分析<sup>※4</sup>の実施状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割。

表8 集団分析の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。